

## 2013年度営利事業所得税決算/2012年度未配分利益 申告書

営利団体名称	中国語		當利事業統一番号			
	英語		納稅者番号			
所在地	開業日					
	業務分類		業界標準番号			
代表者・責任者・管理者	名前		電話			
	身分証明書番号		ファックス			
	住所		E-mail			

公認会計士

身分証明書統一番号

税務代理人統一番号

事務所統一番号

電話

ファックス

証明書種類

2013年度営利事業所得税決算申告書

2012年度未配分利益申告書

## 中華民国 102 年(2013)度損益及び税額計算表

所得期間: 民国 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日から \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日まで

会社名称		統一番号	組織種類	1 株式会社	4 合資会社	7 外国支店		
				2 有限会社	5 組合	8 外国事務所		
				3 無限会社	6 個人事業者	9 その他		
	損 益 科 目	帳 簿 金 額	調整後金額		売 上 高 調 整 説 明			
營業純利益	01 売上高総額(外貨建売上元を含む)	01			当期確定申告における売上高総額 01 _____元と本支店の営業税申告済売上金額 68 _____元との差額 69 _____元 その説明は以下のとおりである。 本支店の営業税申告済売上金額 加: 70 前期前受金より当期前受金に振替えた金額 71 当期末収で統一発票が未発行の金額 75 その他(明細表又は説明を添付のこと) 説明: 減: 76 当期前受金 77 前期末収で当期発行した統一発票金額 78 売上とみなされる統一発票金額 (明細表を添付のこと) 79 当期統一発票発行過大金額 80 コミッション収入 81 貸貸収入 82 スクラップ売却収入 83 資産売却 84 預り金(明細表を添付のこと) 85 信託行為により発行した統一発票金額 (明細表を添付のこと) 87 その他(明細表又は説明を添付のこと) 説明: 本支店が営業税を申告した売上高に係る売上戻し高と売上値引との差額			
	02 △売上戻し高	02						
	03 △売上値引	03						
	04 売上高純額(01-02-03)	04						
	05 売上原価(原文ページ4の明細表に記入のこと)	05						
	06 売上総利益(04-05)	06						
	07 売上総利益率(06 ÷ 04 × 100)	07	%	%				
	08 販売費及び一般管理費と損失との総額(10から32までの合計額)	08						
	09 販売費及び一般管理費比率(08 ÷ 04 × 100)	09	%	%				
	10 索引	10						
	11 貸借料	11						
	12 事務用品費	12						
	13 旅費交通費	13						
	14 運送費	14						
	15 通信費	15						
	16 修繕費	16						
	17 広告宣伝費	17						
	18 水道光熱費	18						
	19 保険料	19						
	20 交際費	20						
	21 寄付金	21						
	22 租税公課	22						
	23 貸倒損失	23						
	24 減価償却費	24						
	25 各種償却費(別添で添付明細表に記入のこと)	25						
	26 輸出損失	26						
	27 食事手当	27						
	28 福利厚生費	28						
	29 研究費	29						
	30 コミッション支出	30						
	31 教育訓練費	31						
	32 その他の費用(原文ページ5の明細表に記入のこと)	32						
	33 営業利益(06-08)	33						
	104 営業利益率(33 ÷ 04 × 100)	104	%	%				
営業外収益	34 営業外収入総額(35から44までの合計額)	34						
	35 投資収益及び利息及び配当(国外のものを含む)	35						
	36 所得税法第42条の規定により取得した配当純額或いは利益純額(持分法を適用し計上する投資収益は含まない)	36						
	38 受取利息	38						
	39 貸貸収入	39						
	40 資産売却益(証券取引所得、先物取引所得及び土地取引所得を含む)	40			売 上 高 分 類 表			
	41 コミッション収入	41			標準番号	小業別	拡大書面審査における純利益率	
	42 商品棚卸差益	42			89			
	43 為替差益	43			91			
	44 その他の収入(97の還付税額収入元を含む)	44			94			
営	45 営業外損失及び費用総額(46から52までの合計額)	45			102	当営利事業は、年月よりレジスターによる統一発票の発行に許可を受けている。		

業 外 損 失	46 支払利息	46			122 所得税費用（利益）_____元（明細表を添付のこと）
	47 投資損失	47			123 台湾地域と中国地域との人民関係条例に規定する中国地域源泉所得_____元
	48 資産売却損失（証券取引損失、先物取引損失及び土地取引損失を含む）	48			124 当期の棚卸資産の計算方法は、従来の方法を a□継続し b□変更し、_____法を採用することにした。 棚卸制度は c□恒久法 d□実地法 を採用しており、 棚卸資産の評価は、e□取得原価 f□取得原価と正味実現可能価格とのうち低い方を基礎とする。
	49 災害損失	49			127 「営利事業所得税結算申告案件広大書面審査実施要點」に基づいて決算申告している場合、その土地及び定着物（例：建物）の取引利益を法に基づいて課税所得に算入しない所得額は_____元。
	50 商品棚卸差損	50			注記： 一、申告に当たっては、本申告書に設けられている損益科目の順序に従い記載すること。所定分類に当たるまらない営業費用及び損失は、すべて第32項の「その他の費用」に記載すること。 二、標準コードについて、例えば「棉紡業」1121-11「その他の自動車メンテナンス」9511-99…等は「標準コード」総括表のコード番号を参照のこと。 三、売上高の分類表は、細業別の販売収入の金額順位により記載し、売上高のうち金額が最も大きい細業別コードを業種別標準コードとする。 四、通年度の所得額が損失である場合には、金額の前にマイナス記号を付けること。税率表、税額計算及び記入・提出すべき添付表については、原文当ページのシート2の裏面の「申告注意事項」を参照のこと。証券取引所得、先物取引所得及び土地取引所得などの免税所得項目については、損益表を別途添付し、原文ページ10の別添資料貼付欄に貼り付けること。 五、個人事業者、組合に属する営利事業が規定により確定申告を行うに当たっては、納付すべき税額の計算及び納付を行う必要はなく、また原文における当ページの税額計算に係る欄に記入する必要もない。当期の各種所得に対する源泉徴収税額については、原文ページ13の(16)欄の「源泉徴収税額」に記入し、個人事業主或いは組合のパートナーが同年度の個人総合所得税確定申告を行う際に、納付すべき税額から減額するものとする。 六、営利事業で所得税法第24条の4の規定により営利事業所得額を計算するものについては、営利事業及びその子会社が運営する船舶の明細表、並びに営利事業所得税の監査・認証・申告を担当する会計士がレビューした海運業務及び非海運業務に係る収入、原価、費用及び損失明細表を添付する必要がある。上記の収入、原価、費用及び損失明細表「2H」上の金額は、当ページ「125」の金額と一致しなければならない。
	51 為替差損	51			
	52 その他の損失	52			
損 益 及 び 課 税 所 得	53 通年所得額（33+34-45）	53			
	54 純利益率 [53 ÷ (04+34) × 100]	54	%	%	
	93 国際金融（証券）業務支店（支店）の免税所得（損失）（計算表を添付のこと）	93			
	99 課税停止の証券、先物取引所得（損失）	99			
	101 免税の土地売却益（損失）	101			
	57 奨励規定に合致する免税所得	57			
	125 トン数標準税制における収入に係る所得（損失）（計算表を添付のこと）	125			
税 額 計 算	126 船舶のトン数により計算した所得（計算表を添付のこと）	126			
	58	58			
	55 過去10年度の査定済損失の当期控除額（詳しくは原文申告注意事項五、（八）及び（九）を参照のこと）	55			
	59 課税所得額 (53- 93- 99- 101- 57- 58- 55- 125+126)	59			
	60 課税所得額 × 税率 = 当期納付すべき税額 (1) _____元 × _____% = _____元				
	(2) 営業期間が1年未満である場合には、通年度の所得に換算し賦課される。 [( _____元 × 12 / _____) × _____%] × _____ / 12 = _____元				
	112 国外所得の源泉国の税法規定により納付した所得税に係る控除可能税額（所得税法第3条第2項に規定する納付済証憑及び認証書類）				112 元
	119 中国地域の源泉所得について中国地域及び第三地域において既に納付した所得税に係る控除可能税額（台湾地域と中国地域との人民関係条例施行細則第21条に規定する納税済証憑及び書類を添付のこと）				119 元
	95 法律に規定する投資控除税額のうち当期において控除した税額（証明書類を添付のこと。詳細は8を参照のこと）				95 元
	118 国外所得額を控除した基本税額と一般所得税額との差額（詳細は9、10を参照のこと。当申告書の原文ページ2の各欄に記入し、当該ページの(15)欄の計算結果を当欄に記入のこと）				118 元
	113 行政救済による繰越税額のうち当期控除した額（営利事業所得税における繰越税額証明書を提示する必要があり、審査後返還される）				113 元
	62 当期中間納付で自ら納付した税額（納付済み及び査定未納付税額を含む）				62 元
	63 当期控除した源泉徴収税額（注：分離課税所得に対する源泉徴収税額は控除不可）				63 元
	64 当期国庫に対し追加で納付すべき営利事業所得税額（納付書の領収書を添付のこと。 60-112-119-95+118-113-62-63）				64 元
	65 当期還付を申請する営利事業所得税額(62+63+64)-(60-112-119-95+118-113)、(60-112-119-95+118-113)<0、の場合には、0とする。				65 元

	116 当期還付税額により、自ら申告及び納付する前期末処分利益に対する追加課税額を控除した金額（ページ 16 第 26 項の金額）	116 元
	117 当期還付税額により、自ら申告及び納付する前期末処分利益に対する追加課税額を控除後の還付税額（65-116）	117 元

監査会計士： (印)

税務機関 受付番号	
--------------	--

表一 2013年度給付各源泉徴収額、相殺による控除可能な税額及び申告調整額

項目 所得分類	源泉徴収の対象となる配当等の支給申告額	(+) 前事業年度未払金	(+) 前事業年度前払金	(+) 当事業年度未払金	退職手当負担 (+)		源泉徴収額	注記	
					会社分	本人分	その他	(=) 当事業年度支払額	相殺による控除可能な税額
人件費									
執行業務報酬									
利息									
賃賞料									
配当及び剰余金									
宝くじ等の懸賞金									
退職所得									
その他									

説明： 1 2008年1月1日以降において従業員(役員及び監査へ含む)に対して支給し、かつ費用計算上した賞与につき、当期の「持分基礎給付」に該当しない金額は、\_\_\_\_\_ 台湾ドルである。うち、製造費用は\_\_\_\_\_ 台湾ドル、支給手は\_\_\_\_\_ 台湾ドルである。当期の「持分基礎給付」(則ち、財務会計準則公報第39号の規定に基づく処理)に該当する金額は、\_\_\_\_\_ 台湾ドルである。詳細は原文表3を参照されたい。

表二 2013年度収益各源泉徴収額、相殺による控除可能な税額及び申告調整額

項目 所得分類	源泉徴収の対象となる配当等の支給申告額	(-) 前事業年度未払金	(+ ) 前事業年度未払金	(-) 前事業年度未払金	(-) 当事業年度前払金		源泉徴収額	注記
					(-) 当事業年度収入額	相殺による控除可能な税額		
利息収入	所傳法施行細則第24条の3第3項に規定する利息の新規に算定する利息							
賃賞収入	所傳法施行細則第31条の3第31条の3の規定に基づき計算された利子所得を記入する。							
配当収入								
補助金収入								

説明： 1 2010年1月1日以降に発行された短期証券の利子所得、及び金融資産証券化条例若しくは不動産証券化条例に基づき発行された有価証券若しくは資産基礎証券に関する利子所得は、所得税法第24条の1第4項の規定又は債権(証券)若しくは証券化商品の付帯条件に基づき利子所得を算定する。

2 所得税法施行細則第31条の1及び第31条の3の規定に基づき計算された利子所得を記入する。

3 所傳法施行細則第31条の2の規定に基づき計算された源泉徴収税額を記入する。

4 配当金については、所得税法第42条「配当金正味金額または純剰余金」の規定に基づき記入する。

表三 2013年度「外国籍専門職雇用者」に関する明細

外国籍者名	統一番号	往復旅費	帰国情費	転勤手当	水道光熱費	清掃費	修繕費	要学金	記入欄	注記

説明： 1 履用された外国籍専門職員の一課税年度における台湾滞在中の給与の年間課税收入が120万台灣ドルを下回り、また財政部の許諾がある場合、注記として許諾日及び許諾書類の番号を記入すること。

参考用：仮訳（仮訳であるため正確には原文を参照されたい）

1.本目録は下記の方式で記入する。  
□本表のみ提出  
□ファイルと添付して申告

營利事業名稱：

錄目產財

2. 土地 口減価償却方法: 定額法口 生産高比例法口 定率法口 作業時間法口 年数合計法口 その他口

年月日

## 中華民国102年（2013年）度の営利事業所得税確定申告書における関連者情報

## 一、102年度における関連者構成図

## 第一部分：基本資料

1. はい いいえ：当営利事業は、当期の開示基準（当ページの裏面の一を参照のこと）の一の規定に合致する。

【はいの場合には、続けて第2問を記入してください。】

いいえの場合には、以下の問題、当ページ第二部分及びページ19からページ21までの各欄は記入する必要はありません。】

2. はい いいえ：当営利事業は、当期の開示基準の二の規定に合致する。

【はいの場合には、以下の問題および続けて当ページ第二部分及びページ19からページ21までの各欄、項目を記入してください。】

いいえの場合には、当ページ第一部分：基本資料のみ記入する必要があります。】

3. はい いいえ：中華民国国外に関係会社を有する。

4. はい いいえ：金融持株会社法に規定する会社或いはその子会社である。

5. はい いいえ：企業M&A法に規定する会社或いはその子会社である。

6. はい いいえ：中華民国国外或いは地域で事前価格協議を予め締結済みである。

【はいの場合、締結した国家別\_\_\_\_\_（6a）、締結した年度\_\_\_\_\_（6b）、適用期間は\_\_\_\_\_年から\_\_\_\_\_年まで（6c）】

7. はい いいえ：当営利事業の相互間取引は、営利事業所得税に係る通常の処理に適合しない移転価格審査準則第3条第8号第3目から第5目までに規定する状況に合致する。（詳細は9-1から9-3までを参考のこと）

【はいの場合、続けて第8問及び第9間に回答してください】

8. はい いいえ：当営利事業が公営事業、代理店或いは販売取次特約店並びに公平交易法第5条に規定する独占事業等の営利事業との相互間取引が証明文書の準備免除の規定に合致した場合には、徴税機関に申請確認をする必要がない（詳細は当ページの裏面のニを参照のこと）。

9. はい いいえ：営利事業所得税に係る通常の処理に適合しない移転価格審査準則第22条第2項の規定により、実質的統制或いは從属関係がないことの確認を徴税機関に対し申請している。

【はいの場合、徴税機関への届け出に対する回答を得ているか否かを問わずに、ともに以下の説明とおり記入してください】

9-1 生産、経営活動については、その他の営利事業から特許権、商標権、著作権、ノウハウ、専門技術或いは各種特許権利の提供を受け初めて行うことができ、かつ当該生産経営活動の生産額が当該事業年度の生産営業活動総額の50%以上を占める。

【取引対象名称\_\_\_\_\_（9a）及び統一番号\_\_\_\_\_（9b）、申請期間\_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日（9c）、文号\_\_\_\_\_（9d）、  
徴税機関許可日\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日（9e）文号\_\_\_\_\_（9f）】

9-2 当営利事業が仕入れる原材料及び商品の価格及び取引条件は、その他の営利事業により統制を受けており、かつ当該原材料、商品の仕入金額は、当営利事業の同年度における原材料、商品の仕入総額の50%以上を占める。

【取引対象名称\_\_\_\_\_（9g）及び統一番号\_\_\_\_\_（9h）、申請期間\_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日（9i）、文号\_\_\_\_\_（9j）、  
徴税機関許可日\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日（9k）文号\_\_\_\_\_（9l）】

9-3 当営利事業が行う商品の販売は、その他の営利事業の統制を受けており、かつ当該商品の販売収入は、当営利事業の同年度における販売収入総額の50%以上を占める。

【取引対象名称\_\_\_\_\_（9m）及び統一番号\_\_\_\_\_（9n）、申請期間\_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日（9o）、文号\_\_\_\_\_（9p）、  
徴税機関許可日\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日（9q）文号\_\_\_\_\_（9r）】

第二部分：当営利事業と関連者との従属或いは統制関係及び持株比率の構成図（詳細は開示基準の四及び五の規定を参照のこと）

### 一、102年（2013年）度の開示を要する関係会社及び関連者間取引に係る資料の範囲（財政部96年（2007年）1月9日台财税字第09604503530号通達）

一. 営利事業の通年度の売上高純額と非営業収入との合計額（以下「収入総額」という）が新台湾元3千万元以上で、かつ以下のいずれかの状況を有する場合には、営利事業所得税に係る通常の処理に適合しない移転価格審査準則（以下「移転価格審査準則」という）第21条の規定により、本開示基準の二の規定に合致する関係会社及び関連者間取引の情報を開示する必要がある。

(一) 営利事業が中華民国国外において関係会社を有している（本店及び支店を含む）。

(二) 営利事業が租税低減免除法規により租税優遇を享受する、或いは法規定により過去5年（注：98年（2009年）1月21日に公布された所得税法改正により10年に修正されている）の損失の繰越控除を申告している。但し、営利事業が法令により申告し、実際に控除した当期の営利事業所得税確定申告における納付すべき税額と、前年度における未処分利益追加課税額との合計額が50万元以下、或いは法令により実際に控除を申告した過去5年（注：98年（2009年）1月21日に公布された所得税法改正により10年に修正されている）の損失金額が200万元以下である場合には、適用を受けないものとする。租税低減免除法規とは、当期の営利事業所得税確定申告における租税低減免除別表に挙げられた法令規定のことである。

(三) 前(一)、(二)項以外の営利事業でその通年度の収入総額が3億元以上である。

#### 二. 開示を要する関係会社及び関連者間取引の範囲

##### (一) 関係企業

本開示基準の一の規定に合致する営利事業が移転価格審査準則第4条第1項第1号に規定する関係会社と取引を行い、かつその取引が以下のいずれかの条件に該当する場合には、当期の営利事業所得税確定申告書の書式により、当該関係企業の情報及び当該関係会社と行った取引資料をすべて開示する必要がある。

1. 営利事業の同一関係企業との通年度における取引総額が1,200万元以上である。

2. 営利事業のすべての関係会社との通年度における取引総額が5,000万元以上である。

##### (二) 関係企業以外の関連者

本開示基準の一の規定に合致する営利事業が移転価格審査準則第4条第1項第2号に規定する関係企業以外の関連者と取引を行い、かつその取引が以下のいずれかの条件に該当する場合には、当期の営利事業所得税確定申告書の書式により、当該関連者の情報及び当該関連者と行った取引資料をすべて開示する必要がある。

1. 営利事業の同一関係企業以外の関連者との通年度における取引総額が600万元以上である。

2. 営利事業の関係企業以外の関連者とのすべての通年度における取引総額が2,500万元以上である。

三. 本開示標準の二でいう通年度における取引総額とは、取引形態にかかわらず、かつ取引が営利事業の収入或いは支出に関連するものにかかわらず、絶対額で加算した通年度の総額のことをさす。資金の使用取引については、営利事業が当期において実際に提供或いは使用した金額を、その実際に提供或いは使用した当該資金の日数に基づき加重平均計算した資金金額により、当期における財政部の審査確定を受けた、非金融業から借り入れを行う場合における最高標準利率で計算した金額を基準とする。

四. 本開示標準の二の関係会社の認定については、移転価格審査準則第3条第1号の規定の適用を受け、間接的に保有する他の営利事業の議決権株式或いは資本額が、当該その他の営利事業の議決権株式総数或いは資本総額の20%以上を占める場合には、財務会計準則第5号公報により処理を行う必要がある。

五. 営利事業が間接的に保有する、或いは間接的に保有されている関係企業との関連者間取引が本開示基準の一及び二の規定に合致する場合には、その直接的もしくは間接的に保有する、或いは直接的もしくは間接的に保有されている関係企業の情報（相互間に関連者間取引の有無を問わない）をすべて開示する必要がある。

### 二、移転価格審査準則第22条第1項に規定する証拠書類準備の免除（財政部97年（2008年）11月7日台财税字第09704555180号通達）

一. 営利事業が公営事業、代理店或いは販売取次特約店及び公平交易法第5条に規定する独占事業等営利事業との間で、移転価格審査準則第3条第8号第3目から第5目までに規定する状況を有しているが、同条その他の項目に規定する実質的統制或いは従属関係がない場合には、営利事業所得税確定申告時に同準則第22条第1項に定める証拠書類準備の規定の適用を免除できるものとし、かつ同条第2項規定により徵稅機關に対し確認を申請する必要がない。

二. 上述した営利事業については、営利事業所得税確定申告時に移転価格審査準則第21条の規定により関連する取引資料を開示する必要があるが、徵稅機關がその相互間に通常の営業処理に適合しないアレンジや、納稅義務の回避或いは減少の状況を発見した場合には、所得稅法第43条の1の規定により処理しなければならない。

## 二、102年度（2013年度）における関係会社明細表

単位：株、%、新台灣元千元

番号	関係会社の中国語の名称（A1）	統一番号（B1）	国家コード（B3）	主要営業項目（C）	直接最多持株数（D1）	直接的及び間接的最多持株比率或いは出資額比率（%）（E）	期末当初投資原価（F1）	期末帳簿価額（F2）	当営利事業との関係（番号を記入、複数選択可）（G）
	関係会社の英語の名称（A2）	国籍及び所在地（B2）			直接最多出資額（D2）				
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									

注記：

- 1.裏面にある記入説明を参照してください。
- 2.ページが不足する場合には、書式により表を追加してください。

## 三、102年度（2013年度）における関連者間取引に係る総括表

新台灣元千元

取引形態（A）	番号	実際取引金額（B）		確定申告取引金額（C）	
		収入（B1）	支出（B2）	収入（C1）	支出（C2）
(1)有形資産の移転	関係会社取引	売上高・仕入高	1a		
		その他の有形資産の移転	1c		
	関係会社以外の関連者間取引	売上高・仕入高	1b		
		その他の有形資産の移転	1d		
(2)有形資産の使用	関係会社取引		2a		
	関係会社以外の関連者間取引		2b		
(3)無形資産の移転	関係会社取引		3a		
	関係会社以外の関連者間取引		3b		
(4)無形資産の使用	関係会社取引		4a		
	関係会社以外の関連者間取引		4b		
(5)役務の提供	関係会社取引		5a		
	関係会社以外の関連者間取引		5b		
(6)資金の使用	関係会社取引	資金提供金額 (9a 合計数に計上しない)	6a		
		受取利息	6b		
		資金使用金額 (9a 合計数に計上しない)	6c		
		支払利息	6d		
	関係会社以外の関連者間取引	資金提供金額 (9b 合計数に計上しない)	6e		
		受取利息	6f		
		資金使用金額 (9b 合計数に計上しない)	6g		
		支払利息	6h		
(7)その他	関係会社取引		7a		
	関係会社以外の関連者間取引		7b		
合 計	関係会社取引		9a		
	関係会社以外の関連者間取引		9b		
営利事業が移転価格審査準則により調整した所得額及び税額 (D)			所得調整額（D1）	税金調整額（D2）	

記入説明：

1. 営利事業が当期において開示基準（詳細はページ 18 の裏面の一を参照のこと）の一及び二の規定に合致している場合には、当ページの関連者間取引に係る総括表を記入しなければならない。
2. 「実際取引金額（B）」の欄及び「確定申告取引金額（C）」の欄では、関係会社取引と関係会社以外の関連者間取引とに区分した上、収入及び支出をそれぞれ記入し、かつページ 21 における各関係会社との各取引形態欄の合計金額を記入しなければならない。
3. 「所得調整額（D1）」及び「税金調整額（D2）」の欄では、営利事業が移転価格審査準則により自ら調整した所得額及び税金影響額を記入してください。

## 四、102年度（2013年度）における関連者間取引明細表

1. 移転価格報告書を完備する必要のある営利事業か否か。

□はい

□いいえ 【1-1. □ 財政部 97年（2008年）11月6日台財税字第09704555160号通達の規定により、その他のドキュメントをもって移転価格報告書の代替文書とすることができる（詳細は記入説明の2を参照のこと）。】

1-2. □ 営利事業所得税に係る通常の処理に適合しない移転価格審査準則第22条第2項の規定により既に徴税機関に確認を申請済みである。

1-3. □ 財政部 97年（2008年）11月7日台財税字第09704555180号通達に合致しているため、書類を完備する必要がない（詳細はページ18の裏面の二を参照のこと）。】

2. 移転価格報告書を完備する必要があり、既に完備済みか否か。□はい □いいえ（理由：\_\_\_\_\_）

単位：新台湾元千元

順番			1	2	3
関連者資料	関係会社名称	中国語名称 (A1)			
		英語名称 (A2)			
		統一番号 (B1)			
	国家コード (B3)				
	当営利事業との関係コード (G)				
	関連者間取引年度或いは直近年度の損益資料	関係会社の損益資料を未取得である場合には、本欄に「Y」を記入してください (H1)			
		会計年度 (H2)	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
		売上高純額 (I)			
		売上総利益 (J)			
		営業利益 (K)			
		営業外収益 (L)			
		営業外損失 (M)			
		税引前利益 (N)			
関連者間取引資料	取引形態		実際取引金額	確定申告取引金額	実際取引金額
	有形資産の移転	収入金額	売上高 (01) その他の有形資産の移転 (02)		
		支出金額	仕入高 (03) その他の有形資産の移転 (04)		
	移転価格文書を完備済みか否か（詳細は説明十を参照のこと）(05)		□a □b □c □d	□a □b □c □d	□a □b □c □d
	有形資産の使用	収入金額 (P1)			
		支出金額 (P2)			
		移転価格文書を完備済みか否か（詳細は説明十を参照のこと）(P3)	□a □b □c □d	□a □b □c □d	□a □b □c □d
	無形資産の移転	収入金額 (Q1)			
		支出金額 (Q2)			
		移転価格文書を完備済みか否か（詳細は説明十を参照のこと）(Q3)	□a □b □c □d	□a □b □c □d	□a □b □c □d
資金の使用	無形資産の使用	収入金額 (R1)			
		支出金額 (R2)			
		移転価格文書を完備済みか否か（詳細は説明十を参照のこと）(R3)	□a □b □c □d	□a □b □c □d	□a □b □c □d
	役務の提供	収入金額 (S1)			
		支出金額 (S2)			
その他	移転価格文書を完備済みか否か（詳細は説明十を参照のこと）(S3)		□a □b □c □d	□a □b □c □d	□a □b □c □d
	資金の使用	資金提供金額 (T1)			
		受取利息 (T2)			
		資金使用金額 (T3)			
	その他	支払利息 (T4)			
		移転価格文書を完備済みか否か（詳細は説明十を参照のこと）(T5)	□a □b □c □d	□a □b □c □d	□a □b □c □d
		収入金額 (U1)			
		支出金額 (U2)			
		移転価格文書を完備済みか否か（詳細は説明十を参照のこと）(U3)	□a □b □c □d	□a □b □c □d	□a □b □c □d

	合 計	収入金額 (V1)						
		支出金額 (V2)						

注記 :

1. 裏面にある記入説明を参照してください。
2. ページが不足する場合には、書式により表を追加してください。